

事務連絡  
令和3年4月1日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経理室  
厚生労働省健康局結核感染症課  
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）  
の交付申請等について

令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）については、添付した「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱」、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」等に基づき、下記により、申請いただきますようお願いいたします。

申請手続きや事業内容等についてご不明な点などがありましたら、下記の照会先までご連絡いただきますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、医療機関等の状況等を踏まえ、医療機関等に迅速に交付するようよろしくお願いたします。特に、病床確保料については、少なくとも3か月に1回程度の頻度で、医療機関に対する交付を行うようお願いたします。

※ 病床確保料について、毎月1回、医療機関からの申請額、医療機関への交付決定額、交付済み額の調査を行う予定です。

記

#### ① 令和2年度執行実績に基づく暫定的な交付申請

各都道府県の令和3年度事業に係る令和2年度執行実績の概ね4分の1相当額に基づき、4月7日（水）までに交付申請を行うようお願いたします。

※ 令和3年4月1日以降、交付決定までに行われた事業であっても、交付要綱、実施要綱等に沿った事業であれば、補助対象となります。

② 「今後の感染拡大に備えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」(令和3年3月24日事務連絡)等を踏まえた変更交付申請

各都道府県において、「今後の感染拡大に備えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」(令和3年3月24日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)及び令和3年度事業に係る令和2年度執行実績を踏まえ、令和3年度の事業実施計画案(おおむね9月末まで)を検討して、5月31日(月)までに事業実施計画案(おおむね9月末まで)を提出してください。

厚生労働省と都道府県で必要に応じて調整を行った上で、6月14日(月)までに変更交付申請を行うようお願いいたします。

※ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)について、当面の対応としては、おおむね9月末までとしており、10月以降の対応は、今後の感染状況、執行状況等を踏まえて検討することとしています。

※ 令和2年度に厚生労働省から各都道府県に交付決定を行った金額のうち、各都道府県において翌年度にわたる債務の負担による繰越以外の地方繰越を行った金額(翌債繰越以外の地方繰越額)は、令和3年度の各都道府県の交付決定額から相当額を差し引くこととしています。

《申請書等の提出先》

郵送及びメールで提出(※医政局、医薬・生活衛生局関係事業も含む)

郵送 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館  
厚生労働省健康局結核感染症課  
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)担当

メール [ncov-koufukin@mhlw.go.jp](mailto:ncov-koufukin@mhlw.go.jp)

《照会先》

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)担当  
[ncov-koufukin@mhlw.go.jp](mailto:ncov-koufukin@mhlw.go.jp)

※ 誠に恐縮ですが、ご照会にあたっては、メールによりいただきますようお願いいたします。

《添付書類》

- ・ 令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)交付

## 要綱

- 令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱
- 令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて
- 「新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関について」の改正について
- 令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関するQ&A（第1版）
- 新型コロナウイルス感染症重症患者に対応する医療従事者養成研修事業の実施について